

関係各位

名寄市消費生活センター

## 家庭用除雪機を使用中の事故に注意！ -消費者庁より-

消費者庁には、平成 27 年 12 月から平成 28 年 2 月までの間に 7 件の事故情報（うち 4 件は死亡事故）が消費者庁に寄せられています。

昨年同時期に死亡事故が立て続けに報告されたことから、家庭用除雪機の安全な使用方法について消費者庁より注意喚起情報が出ております。



### 消費者へのアドバイス

1. 安全装置が正しく作動しない状態の時は、絶対に操作しないで下さい。
2. 周りに人がいない事を確認して作業しましょう。
3. 投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを止めてカギを抜きましょう。
4. 作業中の転倒を防ぐために、滑りにくい履物など十分な準備をして、取扱説明書に書かれている注意事項を守りましょう。

●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日